

# 令和6年度 事業計画

公益財団法人西成労働福祉センター（以下「センター」という。）は、昭和36（1961）年8月に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機として、昭和37（1962）年9月に労働省より法人設立の認可と無料職業紹介事業の許可を受け、官民一体となって同年10月から業務を開始した。

以来、あいりん地域における労働者の雇用の安定・福祉の向上を図るため、就労機会の確保、就労支援などに努めてきた。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、インバウンド需要が回復しつつある中、西成区でも外国人観光客の姿が増加し、コロナ禍前の状態に戻りつつある。

あいりん地域では、日雇労働者の高齢化により業種・日数・時間などの働き方のニーズが変化してきている。また就労意欲はあるものの就労よりも先に解決が必要な様々な課題を抱える若者や女性、在留資格により就労を制限される外国人などが流入してきており、労働市場はますます多様化してきている。

さらに、スマートフォンの普及に伴い、求人情報などをインターネットで得ることができ、地域に足を運ばなくても就労が可能になるなど、求人事業者が労働者を確保する方法も多様化してきている。

令和5年度は、このような地域環境の変化に対応した事業を実施するために運営方法の大きな見直しを行ったが、令和6年度も引き続き見直しを進め、さらに発展させるために次の取組みを重点的に推進していく。

## 1 多様な求人とその関連情報の充実

これまで開拓した求人について、賃金の支払い方法や雇用期間、就業時間の短縮化など求人の内容を充実させていき、求人情報のみならず、企業の雰囲気や社長・先輩社員からのメッセージ、宿舍の部屋や食事、Wi-Fi環境など求人の内容に関連した情報も収集し充実させていく。

こうして情報を充実させることで求職者への理解を深め、就労に繋げることで人手不足の解消に一役買うことができる。さらにこの旨を求人者に訴えかけていき、また新たな求人へと繋げていく。

## 2 収集した情報をきめ細かく、タイムリーに発信

朝5時からの早朝窓口においては、求人情報に加え、求人車両の待ち合わせ場所とその時間帯がわかる「求人事業所待ち合わせマップ」やモニターを使用して視覚化した会社情報・宿舍情報を更新し、求職者にわかりやすく伝えていく。

令和5年9月から運用を始めた求人情報サイト「センターナビ」では、検索ボタンによりニーズに応じた検索が可能となったが、新たに急募求人機能などを追加することで、より利便性を高めていく。また「LINE公式アカウント」では早朝の求人状況やイベント情報など常に最新の情報をタイムリーに発信していく。

## 3 多様な求職者のニーズに合った求人開拓の強化

ハローワーク、各種求人情報誌や各業種の組合団体との関係性を築きその加入事業者等のあらゆる媒体から求人情報の収集を行う。収集した求人情報を精査し、求人勧奨パンフレットの送付や直接職員が訪問することにより、日払い・週払い、短時間・短日数就労など高齢化した日雇労働者や若者・女性・外国人などの新たな流入層のニーズに合った労働条件の求人開拓を強化する。こういった多様な開拓を行うことで、人手不足を解消したい求人者と希望する条件で就労したい求職者のマッチングを高めていく。

#### 4 地域における就労正常化の促進

日々の巡回指導に加え、未登録事業者への登録勧奨や地域で募集する求人の点検・受理、賃金向上や宿舍改善などのテーマを決めた条件向上依頼などの集中取組みを行う。また、あいりん労働公共職業安定所との連携を深めることにより、求職者が安心して働ける環境づくりを目指す。

#### 5 総合相談窓口の効果的な運営と他機関連携の強化

職業紹介も含めた総合相談窓口を設置し、就労よりも先に解決が必要な様々な課題がある場合はその課題を的確に把握し、相談から職業紹介までを一体的に支援する体制を強化している。そのため、職員研修を強化し、しっかりとサポートできるよう一層の相談能力の向上を図る。

西成特区構想エリアマネージメント協議会・就労福祉専門部会「ワンストップ相談窓口」等ワーキンググループへ積極的に関与し、地域の参加団体との課題検討を通じて、共通理解を深めていく。

また、日常的に各関係機関が情報共有を図るために開催する会議に積極的に参加し、個別のケースを通じて日常的に足を運んで情報交換することにより連携機関との関係を質量ともに充実させながら信頼関係を醸成していく。

#### 6 技能講習事業の実施により、就労を強かにバックアップする

建設業での専門・多能工の養成による就業率の向上に加え、建設業未経験者や建設業での就労が困難な者に対し、人々の生活に欠かせない福祉・物流・清掃等の講習への誘導を行い、就労機会の拡大、就労ナビゲーターの活用やアフターフォローの充実を図り、就労の安定化を目指す。

また、今年度は法改正に伴う対応として、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」と「テールゲートリフター特別教育」を新規科目として設定し、多角的な講習を実施する。

さらに、新たな取り組みとして「出張受付」の実施と「スキル型講習の随時受付」への転換をすすめることで、受講者の掘り起こしと拡大・利便性の向上を図る。

#### 7 外国人労働者の支援の充実を図る

西成区の人口の10%以上を外国人が占めており、支援が必要な外国人が多数潜在していると予測される。そのため、大阪出入国在留管理局や外国人技能実習機構と連携し、在留資格に見合った職業紹介と、ニーズに合った求人を開拓しながら就労へと結びつける。

また、令和5年11月に出入国在留管理庁から承認を受けた「登録支援機関」として特定技能で就労したい求職者と特定技能で雇用したい事業者との仲立ちを行い、双方の支援の充実を図っていく。

## 《公益目的事業》

### I 厚生労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業

近年、あいりん地域では、日雇労働者の高齢化、複合的な生活課題を抱えている若者や女性等の就労困難者の流入や地域での外国人の増加等の変化がみられる。この変化にも対応可能な職業紹介を行うため、多様な求職ニーズに沿った求人やその関連情報等の蓄積を図っていく。

あいりん地域で募集を行う登録事業者からの求人受理に加え、清掃、介護、警備、飲食業、製造、軽作業等の業種への開拓、募集形態も1日に2～3時間程度の短時間就労や週1～3日程度の就労、地域周辺や地域内での就労が可能な求人の開拓等、多様な求職者ニーズに沿った求人開拓を各関係業種の団体等の協力を得ながら行っていく。

早朝の就労の正常化は、集中巡回指導を行い、登録事業者からの求人の点検や受理、毎回テーマを決め、地域での登録事業者等の指導及び未登録事業者への登録促進や求人数の把握を行う。また、早朝時間帯以外に、あいりん労働公共職業安定所と共同で周辺指導や連絡会議を定期的に実施する。

上記により蓄積された求人やその関連情報等については、ロビー内の大型モニター、窓口掲示、宿舍情報のモニター、募集場所の地図を掲示等で情報提供し、窓口職員が丁寧に求職相談を実施する。また、何らかの理由等で来所できない求職者や早朝求人化による求人・求職活動の負担軽減にも対応するため、センターナビやLINE公式アカウントで発信し、安心して職業選択や直接応募ができる仕組みの定着化を図る。

また、国勢調査によると西成区の外国人住民が増加傾向にある。就労することのできる在留資格を持つ外国人も多く、将来的に求職者の増加も見込むことができる。地域周辺の日本語学校では、令和6年度入学者数が大幅に増加予定と回答する学校もあった。今後、ニーズ調査の実施、その結果を精査し、需要が見込まれる業種に対して求人開拓を行う。また、今後の国の制度改正を見据えながら、登録事業者で特定技能労働者の受け入れ実績がある事業者や留学生から特定技能への移行希望者の支援が行えるよう準備を進める。

これらの取り組みを通じ、新たな求職者層のターゲットにも対応可能であらゆる求職者が就労に向けて再チャレンジ可能な求人情報を蓄積、発信し、総合相談窓口での求職相談等を通じて、「地域での就労支援の拠点化」を追求する。

令和6年度目標の中期運営方針の窓口紹介による契約求人「雇用条件の向上を図った求人」は、延べ人数2,300人の紹介を目指す。

#### 1 窓口求人及び職業紹介

職種転換や短時間就労といった多様化した求職者ニーズにも応えるため、求人開拓により新たに申込みがあった求人やその関連情報等の蓄積した求人等を大型モニター、外部モニターや窓口掲示を行う。また、センターナビやLINE公式アカウント等を活用することにより幅広い求職者に発信する。来所した求職者には、「総合相談窓口」での求職相談等を通じ、マッチングの強化を図る。また、職業選択の幅を広げるためにハローワーク求人の活用も併せて行う。

求人情報の発信においては、雇用条件を明示、事業所の特色、求人内容や就労場所への経路等、加えて高齢者でも応募可能な求人のグループ分けや宿舍等のイメージを把握できるように工夫することでミスマッチの軽減を図る。

##### (1) 現金求人数

窓口求人 1ヶ月平均 300人、年間延 3,600人

##### (2) 契約求人数（30日以内の雇用）

契約求人1ヶ月平均延 8,400人日 年間延 100,000人日  
「雇用条件の向上を図った求人」への紹介 年間延 2,300人日

(3) 一般求人数(30日を超える長期の雇用)

窓口求人 1ヶ月平均 225人、年間 2,700人

(4) 高齢者職業紹介

「高齢者等の雇用の安定に関する法律」による高齢者(55歳以上)の求職ニーズは、就労意欲や生活の質・体力面等個人差がある。また、関係機関からの誘導による建設業等で就労経験のない求職者の対応も求められている。そのため、求職相談は建設業等の日雇就労に限らず、他業種への転換や短時間での就労等多様化しており、高齢者の雇用が見込まれる警備業や清掃業・福祉関係等の多様な職種の求人開拓を行うことで、求職者の希望に応じた就労支援に繋げる。

また、就労機会が減少し生活に困窮している求職者には、高齢者特別清掃事業(登録制)の案内を行う。

① 高齢者窓口紹介

各々の能力や状況にあった紹介を行う。また、相対方式等によりセンターを介さず就労してきた求職者で就労が困難になりつつある高齢者に対して、雇用している求人者にセンターへの誘導を依頼する。

契約紹介 1ヶ月平均 125人、年間延 1,500人

一般紹介 1ヶ月平均 1人、年間延 10人

※「利用者カード」とは、新規来所者に対して、統一した聞き取り表をもとに相談記録台帳を作成するもの。利用者がセンターの様々なサービスを希望する際に、カードの提示を求める。就労支援システムによる電子カルテ化で、個人情報管理とともに利用者の利便性の向上を図っている。

② 「高齢者特別清掃事業(以下、特掃)」等の輪番紹介

高齢者となり、日雇で就労することが困難である求職者を対象とした特掃の登録者に、就労場所(仮センター駐車場作業員・旧センター周辺清掃・地域外清掃・道路清掃・市有地清掃・シェルター清掃)別に輪番紹介を行う。

なお、新規登録を希望する労働者に対して、毎日登録相談受付を行う。

また、早朝時間帯の就労となる仮センター駐車場作業員(早朝・午前)、及び、旧センター周辺清掃(午前)については、前日に翌日分の輪番紹介を行う。

紹介整理票(カード)発行 年間 1,000人

輪番紹介 1ヶ月平均 4,690人、年間延 56,200人

## 2 「求人情報」等の提供

(1) センターナビ(求人情報サイト)

令和5年度に開設したセンターナビにおいて、引き続き求人、事業者情報、仕事内容や宿舍情報等、より多くの事業者から豊富な情報を取得し、求職者に提供できるように取り組む。

また、高齢求職者にとって効率的な仕事探しができるように、「高齢者おすすめ求人」や、翌日多忙になることが判明した現金求人を前日から表示し求人者に直接連絡が取れる「急募求人」等の仕組みを作り、センターナビ利用者の利便性向上につなげる。

表示回数 1ヶ月平均 9,500回、年間延 114,000回

(2) LINE公式アカウント

LINE公式アカウントでは、友だち登録している利用者に対し、窓口求人情報、早朝  
令和6年度事業計画

の求人状況や求人事業者の声やセンターでのイベント情報等をタイムリーに発信している。これらの発信情報を確認し窓口に来所する求職者も増加しており、宣伝を継続することでさらに友だち登録を増加させ、窓口求人とのマッチングを一層図っていく。

友だち登録 500人

### 3 就労機会の確保のための求人開拓事業

窓口相談やセンターナビから求職者のニーズ分析を行い、多様な求職者に対応するため警備業・清掃業・介護業・飲食業・製造業・軽作業等や短時間・短日数等の雇用形態に対応している事業者にもターゲットをあて、求職者ニーズの多様化に伴う様々な業種の新規事業者への求人確保を図る。また、近年求人実績がない登録事業者への求人の掘り起こしも併せて行う。

なお、令和5年度において求人勧奨パンフレット送付の効果が十分に確認できたため、訪問に併せて求人開拓パンフレットの送付も活用し、効率的・効果的に求人の開拓を行う。

訪問件数 1ヶ月平均 17事業所、年間 200事業所

#### (1) 新規事業者への開拓

ニーズの分析に基づいた高齢の求職者や新たに地域に来た求職者（外国人含む）のニーズに対応できる新しい就労先の確保を図る。

そのため、ハローワークの求人情報提供システムを積極的に活用するほか、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報等、あらゆる媒体から情報収集を行う。また、関係を構築している各業種の組合団体を通じ、組合加入事業者に訪問や求人勧奨パンフレットの送付によりニーズに沿った新規事業者の開拓を行う。

新規登録件数 年間 24件

#### (2) 登録事業者への求人勧奨

近年求人実績のない事業者や地域から日雇労働者を雇用しているがセンター窓口を利用していない事業者に対し、センターに求人申込みを促し、訪問や文書等により地域の求職者の求人勧奨を行う。

一般求人を受理した求人者や新規求人開拓で登録を行った事業者に対して、継続して求人勧奨を行う。

1ヶ月平均 800件、年間 9,600件

(内、高年齢者雇用勧奨1ヶ月平均 100件、年間 1,200件)

### 4 求人者の指導及び就労の正常化促進

あいりん地域で求人募集している求人者に対し、就労の適正化を図ることを目的として助言、指導や勧奨をさらに強化して行き、求職者が安心して就労機会を得られるように取り組む。

登録事業者に対しては、駐車場の利用と窓口紹介の利用を勧奨し、求人者の点検を行い窓口求人への集中化を進める。相対方式についてはセンターナビにて求人やその関連の発信を行うことで、安心できる求職活動の機会を提供する。

日雇求人募集要件を満たさない未登録の事業者等には、求人数、求人状況の把握等接点作りから始め、つながりを深めていく。併せて、センターへの登録を勧奨する。

登録・未登録を問わず事業者の労働条件違反等が判明した場合は、速やかに問題解決に向けた対応を行い、適切な条件等で雇用するよう促していく。

また、登録事業者に訪問・電話・文書を通じて事業状況を把握し、求職者に確かな雇用条

件や事業所の特徴、アピールポイントや宿舍情報等が提供できるよう情報収集を行う。また、収集した情報を待合場所のモニターで視聴、センターナビで発信や公式LINEを活用した新規求人等の求職情報を求職者の見やすい形で提供することでマッチングの質を高めていく。

事業所等の指導 1ヶ月平均 625件、年間 7,500件

## (1) 登録事業者への指導

### ① 事業所懇談会

業界や行政が取り組んでいる法律や仕組みの改正等、タイムリーなテーマを選定し、外部から招いた講師がその必要性やメリットの啓発や周知等を講演形式で行う。また、各事業者と行政機関の意見交換も実施することで法令を遵守する意識を涵養する。事業所懇談会は、年1回の開催とする。

関係機関や有識者等にも積極的に情報発信する。

また、遠方や業務上の都合等で当日参加できない事業者等のために、Zoom等のツールを用いたオンラインセミナー(ウェブとセミナーの併用)による配信を外部施設においても実施できるよう検討を行う。

### ② 事業所座談会・業界ルート開拓訪問

センターと事業者及び事業者同士のつながりの強化を図るため、人材不足解消や円滑な事業運営等、魅力ある職場づくりに役立つテーマを選定し、自由に意見交換ができる座談会を開催する。

また、ウェビナー形式で開催することで、これまで遠方のため参加できない事業者等の参加啓発を行っていく。

また、業界団体との関係強化を進めるために求職者ニーズにマッチする業界等に出向き、センターへの求人依頼に向けた事業説明等を行うため、業界ルート開拓訪問を進めていく。

### ③ 雇用管理改善の促進

中小規模の事業者を主な対象とし、人材の確保や確保した人材が継続的に働ける環境を整えてもらうために雇用条件の改善、福利厚生面の充実や助成金活用アドバイス、また雇用形態に適した社会保険加入の手続き援助等を目的に、その専門である社会保険労務士と事業者への訪問を行う。

### ④ 事業者への調査

地域労働者を雇用している事業者に、面談・電話・FAX等で実態調査を行い、事業状況、求人動向、宿舍の状況、雇用している労働者数や求人状況等を聞き取る。

また、その調査内容について分析を行い、今後の雇用環境の変化を把握し、求人確保に役立てるとともに、地域関係団体等に情報提供を行う。

### ⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度(建退共)等への加入状況の把握、促進と指導

円滑に求人を受理するために、日雇雇用保険の更新を事業者徹底する。併せて、関係機関と連携し、文書送付や事業者への訪問を通じて、健康保険日雇特例の取得を促進し、事業所登録証明証の発行につなげ、労働・社会保険の適正化を推進する。さらには、建設労働者の退職金制度として作られた建退共の加入状況の把握と加入促進を行う。

労働条件違反がある事業者に対しては、適切に指導し、改善の確認を行う。

### ⑥ 求人の受理の適正化

求人の受理において、求人担当者と求人者との雇用関係の明確化等を図るため、代表者及び求人担当者へ「求人担当者カード」の交付を行う。

## (2) 就労の正常化促進

### ① 就労正常化促進特別指導

専門チームを設け、これまでの業務に加え、集中的に巡回指導を行う等、あいりん地域において、「求人数把握」「求人受理とそのチェック」「地域で求人募集する事業者への指導等」を図り、就労の正常化を促進する。

特に、「地域で求人募集する事業者への集中的な巡回指導等」では、重点項目を毎回設定し実施する。地域で募集する登録事業者がセンターに登録しているかを求職者に分かりやすくするために「登録事業所証明証」の発行を継続して行う。また、地域で日雇求人の募集要件を満たさない未登録の事業者等には、求人数と求人状況の把握や助言等を継続し、センター登録や労働保険の適正化を推進する。

1ヶ月平均 125件、年間 1,500件

### ② 求人事業所調査

あいりん地域において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため指導を行う。実施日は、週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、指導等を行う。また、定期的にあいりん労働公共職業安定所と巡回や連絡会議を行い地域状況の共有を図る。内容は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法、窓口求人の利用促進、センターナビへの求人情報の掲載や感染症防止対策・熱中症対策等求人時期に応じた登録事業者への助言・指導とする。

1ヶ月平均 300件、年間 3,600件

### ③ 登録事業者等の相対方式による直接募集求人の適正化

あいりん地域で、センターを通さず日雇募集を直接行う登録事業者には、求職者が雇用条件の把握を明確に行えるようセンターへの求人申し込み、センターナビへの情報提供の誘導を行う。求人受理時に求人票(控)、登録事業所証明証を確認する。登録事業者には、各指導を通じてこれらの掲示がされているか、労働条件通知書の交付がされているか等の指導を行う。

世界情勢の不安定化による原油価格や原材料費の高騰傾向、また、慢性的な人手不足により受注が容易にできない環境等の継続により、地域求人数は前述の影響下にあった令和5年度実勢と同等で推移すると推測される。令和6年度の地域求人数は、以下の計画数が求人の受理を行い相対方式を通じた地域求人数と推定する。

#### 相対方式による明示支援

現金求人	1ヶ月平均	13,670人、年間延	164,000人
契約求人	1ヶ月平均	3,292人、年間延	39,500人

※「相対方式」とは、事業者と求職者が直接面談し、両者の合意により雇用契約が成立する形態をいう。この場合の求人者とは、センターに登録し、求人申込みをしている事業者を指す。

## II 就労に関する相談及び支援事業

地域労働者のおかれている雇用環境は依然として厳しく、ホームレス化などの生活基盤の脆弱化を防ぐため、個別的・継続的・包括的支援を実施する必要があり、求職相談、労働・労災相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図る。

利用者登録を通じて労働者のニーズ把握を行い、相談内容や紹介先情報を一元的に管理する電子カルテ化を進めている。

また、職業紹介も含めた総合受付窓口を設置し、財団が備えている資源の円滑な活用を図り、就労よりも先に解決が必要な様々な課題がある場合は複数の選択肢を示しながら、相談から職業紹介までを一体的に支援する体制を強化している。そのため、職員研修を強化し、しっかりとサポートできるよう一層の相談能力の向上を図る。

さらに、生活基盤を安定させた上で就労支援へとつなげていく、センター単独では解決できない多様な相談に対応するためには、他機関連携が重要となる。

西成特区構想エリアマネージメント協議会・就労福祉専門部会「ワンストップ相談窓口」等ワーキンググループへ積極的に関与し、地域の参加団体との課題検討を通じて、共通理解を深めていく。

また、あいりん地域まちづくり会議や部会、日常的に各関係機関が情報共有を図るために開催する会議に積極的に参加することで、協力関係を構築していく。また、個別のケースを通じて日常的に足を運んで情報交換し、最善の支援策について協議し、質量ともに充実させながら信頼関係を醸成していくことで、就労支援の拠点を目指したネットワークづくりを進めていく。

※「他機関連携」とは、地域内外の各関係機関・団体の特性に応じて、個別に協力関係を結び支援を行うもの。

### 1 求職相談

#### (1) 一般求職相談

発行数を積み上げてきた「利用者カード」と「就労支援システム」の活用による従来の適格者紹介に加え、女性、外国人や若年層といった新たな求職者層のターゲットにも対応可能なサポートを地域団体等の協力を得ながら進める。また、NISHINARI 就職応援フェアの開催を通し、あらゆる求職者が就労に向け再チャレンジ可能な支援を実施し、「地域での就労支援の拠点化」を追求する。

求職相談 1ヶ月平均 417人、年間 5,000人

※「NISHINARI 就職応援フェア」とは、従前からの利用者に加え、生活保護受給者のうち就労自立支援等の対象になっている求職者の就職も応援するため、地域関係機関(大阪市西成区保健福祉センター分館等)と連携、また、センターに登録している求職者を集め、求職者と求職者間の面談やマッチングをその場で提供する企画。

#### (2) 高年齢求職相談

労働力人口の減少が進む中、高年齢者の雇用による労働力確保の施策が計画・実施されている。しかし、地域の高年齢者は、職業選択の幅が狭まる傾向にあり、特掃の申込者や関係機関から誘導されたケースを含め、求職者の状況を聞き取り、ニーズに沿いつつ実現可能な求人の分野で就労し活躍できるよう、ひとりひとりに寄り添った支援を行う。併せて、技能講習や関係機関と連携した生活再建の支援により求職活動の土台を整え就労支援に繋げる。

また、体力低下等の理由により、特掃での就労が難しくなってきた求職者には、本人の希望を聞き取るとともに、雇用主であるNPO釜ヶ崎支援機構と情報共有や調整を行う等、丁寧な対応を行う。

職業相談 1ヶ月平均 158件、年間延 1,900件  
相談記録 年間延 100件

### (3) 総合相談・総合支援

就労困難者の中には、職業紹介だけでは就労自立につながらず、何らかの衣食住の支援とセットにすることで、生活基盤を安定させることが必要な者も少なくない。関係機関や地域の支援団体との連携を深め、就労可能な状態になるまで寄り添う支援や就労中の生活支援、アフターフォローを強化することで就労支援を充実させる。

また、各関係機関との連携の現状と課題を個別に分析し、より良い連携体制を構築していく中で、中期運営方針に掲げた他機関との連携件数115件を目指す。

新規支援	1ヶ月平均	12件、年間	140件
他機関連携	1ヶ月平均	9件、年間	115件
継続支援	1ヶ月平均	100件、年間	1,200件

## 2 賃金等労働条件に関する相談

特に初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図る。

また、登録事業所への速やかな賃金清算の勧奨や、賃金清算のための事業所への交通費を支弁できない労働者への小口給付等を積極的に活用し、迅速な問題解決に取り組む。法令違反の疑いや労働者からの相談が多い事業所には、事業所指導・訪問を行うなど、問題の解決に取り組む。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努める。関係機関が主催するイベントなども活用し、労働・労災相談の普及・啓発、出張相談等を行う。

新規労働相談	1ヶ月平均	11件、年間	130件
継続労働相談	1ヶ月平均	11件、年間	130件

## 3 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じ休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付を行う。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援を行う。

労働者の知識・経験不足が見られるため、仕事中に負傷した場合、現場責任者に必ず報告し病院を受診するよう啓発を行う。さらに、若年層が多い技能講習受講者を対象に「知っておこう労災保険」のリーフレットを配布し、注意喚起を行う。

事業所訪問時には、センターの労災相談及び労災休業補償立替貸付事業について情報提供し、利用勧奨を行う。

新規相談	1ヶ月平均	3件、年間	30件
継続相談等	1ヶ月平均	167件、年間	2,000件

## 4 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由や一時的な生活困窮で就労の機会を逸している労働者に対して、就労できる状態になるための支援を行う。また、より安定的な雇用を求めている労働者などに対して、社会保険加入等の就労を継続し安定した生活が送れるよう支援に取り組む。

### (1) 医療相談

#### ① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼を行う。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・軟膏を配付する。

簡易措置	1ヶ月平均	2,667件、年間	28,000件
------	-------	-----------	---------

診療依頼	1ヶ月平均	150件、年間	1,800件
他機関案内・救急車	1ヶ月平均	133件、年間	1,600件

② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発を行う。特に、就労開始前には自主的な血圧測定を薦める。

1ヶ月平均 2,083件、年間 25,000件

(2) 労働関係・生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化、社会保険制度の加入促進に関わる動向、とりわけ事業所や労働者が抱える問題などを注視する。労働者保護の観点から、日雇労働求職者給付金の受給のための日雇雇用保険への加入促進等の相談、国からの給付金等のベースとなる住民票の取得援助を行う。

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録などが必要な労働者の相談・事務手続きの援助を行う。

1ヶ月平均 50件、年間 600件

イ. 就労・生活の安定のため、雇用保険（日雇労働被保険者手帳）の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談を行う。

1ヶ月平均 267件、年間 3,200件

ウ. 労働者の健康の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談を行う。

1ヶ月平均 46件、年間 550件

エ. 退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助を行う。

1ヶ月平均 3件、年間 30件

オ. 各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助を行い、就労機会の拡大を図る。

1ヶ月平均 36件、年間 430件

カ. 住居相談では、市営住宅や公団住宅の等の居住に関する情報の提供を行うほか、毎月待合で萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社「はぎまち不動産」と共催で、住宅確保要配慮者に対する「住まいの相談会」を実施する。

1ヶ月平均 67件、年間 800件

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

1ヶ月平均 33件、年間 400件

(3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な援助を行う。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪

自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助を行う。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合・サポーターズハウス連絡協議会からの協力を得て、無料宿泊提供を行う。

大阪自彊館三徳寮 1ヶ月平均 50件、年間 600件  
無料宿泊紹介 1ヶ月平均 13件、年間 100件  
(簡宿・サポ協)

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助を行う。

1ヶ月平均 4件、年間 48件

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助を行う。

1ヶ月平均 75件、年間 900件

### Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、不安定な就労環境や労働条件によって生活困難な状況に陥り、資格取得の機会さえ得ることができない。

このため、技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業を行ってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施してきた。

建設業での人材確保や専門・多能工を養成するため、経験・技量等に応じた適切な講習へ誘導する。技能労働者として必要な資格や免許、技術や知識等を修得することにより、就業率の向上と雇用の安定を図る。

また、新規流入層や加齢・傷病等で建設業での就労が困難な者等に対して、福祉・物流・清掃・パソコン操作・ビジネスマナー等の講習を提供する。併せて、カウンセリングや就労支援ナビゲーターとの連携強化を図りながら、人材不足分野等への就労を強力にバックアップし、事業全体で就業率を60%以上とする。

受講者を安定的雇用に導くため、「地域ニーズに対応した講習」「信頼関係を構築する受講相談」「就労継続・定着に向けた就労相談・生活相談」「受講後のアンケートや就労状況の聞き取りによるアフターフォロー」などを実施する。

令和6年度は、スキルアップ型講習及び職種転換・常用就職型講習で、計画数320人の達成を目指す。また、新たな取り組みとして「出張受付」の実施と「スキル型講習の随時受付」への転換をすすめることで、受講者の掘り起こしと拡大・利便性の向上を図る。

※ 就労支援ナビゲーターとは、ハローワークの専門相談員のことである。大阪港労働公共職業安定所の就労支援ナビゲーターがセンターに来所し、求職相談を実施している。

#### 1 スキルアップ・安定的雇用を目指した講習

受講希望者の多くは、建設現場などで働きながら資格を取り、経験を重ね技能労働者へと成長していく。また、現場では、単一職種における職人としての能力・資格にとどまらず、幅広い作業に対応できる多能工が求められている。

また、受講者の中には建設業未経験者や製造・運輸業などで資格を活かして安定的雇用を希望する者も多いため、受講者一人一人に寄り添った支援を図る。

さらに、多角的な講習実施で安定就労を強力にサポートするため、法改正に伴う資格取得を促すべく「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」と「テールゲートリフター特別教育」を新規科目として設定する。

##### (1) 建設業務関係技能講習（※②は2コース）

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）②  | b 車両系建設機械運転（解体用）    |
| c 車両系建設機械運転（基礎工事用）  | d 締固め用建設機械          |
| e 不整地運搬車            | f ショベルローダー等         |
| g 足場の組立て等特別教育       | h 玉掛け               |
| i ガス溶接              | j 足場の組立て等作業主任者      |
| k 地山の掘削・土止め支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者    |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者  | n 木造建築物の組立て等作業主任者   |
| o 有機溶剤作業主任者         | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者  |
| q コンクリート解体等作業主任者    | r 石綿作業主任者           |
| s 職長・安全衛生責任者        | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育         | v 研削砥石特別教育          |
| w 振動工具安全衛生教育        | x 電気取扱（低電圧600V以下）   |

y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 z 粉じん作業特別教育

イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育 ロ 巻上げ機運転特別教育  
ハ ロープ高所作業特別教育  
ニ フルハーネス型墜落防止用器具安全带特別教育  
ホ はい作業主任者  
ヘ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

33科目 年間 142人

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習<建設業務にも有効> (※ ②は2コース)

a フォークリフト運転 ② b 高所作業車 ②  
c 小型移動式クレーン ② d クレーン (荷重5 t未満)  
e 床上操作式クレーン f テールゲートリフター特別教育

9科目 年間 62人

## 2 職種転換・安定的雇用を目指した講習

受講希望者の中には、日雇から脱却し安定的雇用を希望する者や建設業未経験の若年者、建設業での就労が体力的に困難となり就労可能な職種に転職したいと考えている者も少なくない。

そのため、福祉・物流・清掃といった特定業種に特化した講習に加えて、あらゆる業種で通用するパソコン操作を学ぶ講習、マナーやコミュニケーション能力を身につける講習など幅広い職種転換型講習を提供する。サービス産業系17科目112人の受講を目指す。

(1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の送迎などの業種において安定的雇用の目途がついている者に対して実施する。

受講希望者には、求職相談を通して就職活動における悩みや困難を共有しながら、問題の解決を図り、免許取得後の就職先を内定できるよう支援する。

a 大型自動車運転免許 b 大型特殊自動車運転免許  
c けん引自動車運転免許 d 大型二種自動車運転免許  
e 普通二種自動車運転免許

5科目 年間 5人

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介助者入門セミナー

介護の仕事に興味はあるが経験や知識がない者に、理解を深めてもらうきっかけづくりを行う。実技講習を含めてセンター施設内で実施し、介護業務体験講習へ誘導する。

年間 3人

② 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「就職活動する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施し、重度訪問介護従事者養成研修講座へ誘導する。

年間 1人

③ 重度訪問介護従事者養成研修講座

全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修と現場実習等を含んだ研修を行う。受講修了により、肢体や体幹に重度な障がいのある人たちの生活（自宅での支援と外出支援）に携わる重

度訪問介護の業務で就労することを目指す。就職活動を一層有利に進め、より幅広い福祉分野での就労が可能となるよう支援を図る。

年間 1人

(3) 造園・林業・清掃関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場、公園清掃など様々な現場においても幅広く使用されている。資格取得により就労機会を広げ、将来の就労イメージを育てていく。

刈払機講習をセンター施設内で実施することにより、受講者の利便を図るとともに、講習事業のPRにつなげる。

2科目 年間 13人

② チェーンソー・伐木特別教育追加講習

伐木等に関する教育内容が変更され、修了者であっても新たに追加講習を受けなければ業務につくことが出来なくなった。

そのため、対象となる資格所持者に対して、教育内容更新の周知を図り、受講へ誘導する。

年間 1人

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることにより安定的雇用を希望する者を対象に実施する。

① 建設機械等習熟コース

年間 1人

② フォークリフト等習熟コース

年間 1人

(5) 清掃関係職種転換講習

① 清掃業務体験講習

清掃業を希望するが、知識やスキルがない者に対し、清掃機材の基礎知識などを学ぶ講習を実施する。

また、センター施設内でポリッシャー洗浄の実技講習を行い、受講生以外のセンター利用者に講習の様子を公開することで、受講意欲の向上につなげる。

年間 16人

② ベッドメイキング講習

ホテルの客室清掃には、ベッドメイキングが必須である。受講者の利便を図るため、座学はセンター施設内で実施する。また実技は簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ、実際のホテル清掃現場に近い環境で実施する。

清掃業務体験講習と合わせて受講する事により、より一層清掃業への就労意欲を高める。

年間 10人

③ マンション清掃体験講習

地域ニーズが高く、地域で不足しているマンション(簡易宿所を含む)清掃に特化した技術を習得し、居住者への接遇や環境衛生面の知識に触れる。

清掃業務体験講習やベッドメイキング講習と併せて受講することで、清掃業でのエキスパートを目指す。

年間 10人

(6) パソコン講座

今やあらゆる業種で基礎的スキルとして求められるパソコン操作の習得を目指し、講習を

実施する。

講習は、受講者のレベルに応じ、初級及び中級コースを開設する。また、福祉・物流・清掃等の現場で業務日報や在庫管理、報告書の作成を求められた時などを想定し、日報作成に特化した講習を開設する。

さらに、パソコン関連講習の受講後に反復練習をするためのパソコンを設置し、習熟度向上を図るのに加えて、履歴書作成の支援をすることで、サービス系産業への就職を支援する。

年間 30人

(うち初級 10人、日報作成講座 10人、中級 10人)

#### (7) 運搬・梱包業務体験講習

物流や倉庫内の作業現場などで仕事（ピッキング、梱包、荷運び）を希望する者が、基本的な知識とスキルを学ぶ。安全面やリスク管理に対応するため、実技講習をセンター施設内で実施し、清掃や福祉分野以外の職種で受講者の安定的雇用を目指す。

年間 8人

#### (8) はたらく人のマナー講座

職場で基本となるあいさつ、報告・連絡・相談や身だしなみを学ぶ。実際に声出しをする、グループワークを実施する等、参加型の授業を取り入れる。仕事を円滑に進めるために社会性と協調性を身につけ、就労定着を後押しするため、職種転換型講習とのセットや単独開催枠を設けて浸透を図る。

年間 16人

### 3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み

「受講相談」、「カウンセリング」、「紹介窓口・求職相談への誘導」、「就労支援ナビゲーター」との連携を、技能と就労に関わる総合サポート体制として実施する。

また、地域の関係機関とも連携し、受講者の安定的雇用を目指す。

#### (1) 受講相談

単なる要件確認の場ではなく、相談者との信頼関係を築く重要な場であり、その後の継続した就労支援の成否を握る鍵となる。

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業や雇用形態、就労や生活状況、安定的雇用への意向等を勘案し、適性に合ったスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦める。

加えて、引き続き関係機関との情報共有を密にし受講者の掘り起こし・拡大をするとともに、新たな取り組みとして「出張受付」の実施と「スキル型講習の随時受付」への転換をすすめることで受講相談機会の拡大を図る。

受講相談 1ヶ月平均 100件、年間 1,220件

#### (2) 「見せる講習」の実施

清掃業務体験講習などの一部講習をセンター内で実施することで、受講生の利便性向上につながる。併せて、地域の労働者・関係団体・事業所に講習の様子を公開し、受講への誘導や求人の開拓につなげる。

#### (3) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて受講意欲や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーによる支援を行う。

スキルアップ型講習の受講者に対しては希望に応じて実施、職種転換・常用就職型講習の

受講者に対しては全員に実施することで、受講意欲と就労意欲を喚起し、きめ細やかなフォローを行う。

安定的雇用を目指す者を対象に、カウンセラー資格を有するコーディネーターにより、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的雇用に向けた支援を行う。

カウンセリングを実施したケースについて、スーパーバイザー・カウンセラー・職員でケース検討を行い、相談者の理解を深め支援に役立てる。

カウンセリング 年間 220件

#### (4) 資格取得を通じた安定的雇用への移行支援

就労支援ナビゲーターとの連携又はセンター紹介を通じて、「1ヶ月以上の雇用及び期間の定めのない雇用」への移行支援を行う。

年間 23件

##### ① 求職相談の実施

技能講習受講予定者に対してフォローアップとして、求職相談を実施する。本人の職歴、スキル、価値観、適性、職業生活設計などに合わせ、適切な求職相談を行う。

年間 65件

##### ② 就労支援ナビゲーターとの連携

選考説明会には就労支援ナビゲーターが来所し、ハローワークの求人票閲覧コーナーを設け、説明会参加者が自由に閲覧できるようにしている。また、説明会後は就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んでいる。

常用就職希望者には、就労支援ナビゲーターが求職相談を実施し、ハローワークに求職登録を行うよう誘導している。

年間 30件

## 4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

### (1) 受講終了時のアンケートの実施

講習実施機関と連携しアンケートを実施している。また「役立った」との回答が90%を上回るよう、受講者のニーズに合った講習科目への誘導を行う。

### (2) 就職・就業率の把握

受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した月が2月以上ある労働者の割合（就業率）を60%以上にするを目指す。

また、就職・就業者数を講習科目ごとに整理し、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析を行う。

### (3) 事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

次年度以降の講習実施の参考とするため、上半期中にニーズ調査を実施する。

事業所調査数 50件

労働者調査数 100件

### (4) 財団独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自アンケートを実施し、受講者が安定的雇用を目指すにあたり、必要となるフォローアップ（「受講相談」、「カウンセリング」、「紹介窓口・求職相談への誘導」、「就労支援ナビゲーター」など）への的確に誘導する。

また、アンケートにもとづき事業の改善に資する意見があれば、企画・立案の参考とする。

## IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当センターの役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信は欠かせない。

ホームページやモニター・掲示板などの活用やLINE登録の促進を通じて、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRを行い、広報事業の強化・財団の認知度アップに努める。

### 1 労働安全啓発及び相談

「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発を行う。また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、センターで実施している技能講習、総合受付窓口などの周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体などに広く配布する。

さらに、熱中症、感染症、アスベストの健康被害など、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめ、労働安全の相談を行う。

### 2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関などに配布する。

令和6年度は、センターが取り組む事業案内や、地域労働者の生活に関わる最新情報等をわかりやすく伝えていく。

広報紙 月1回 2,500部

### 3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内など、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行する。また、事業所及び簡易宿所、関係機関などにも配布する。

年1回 6,000部

### 4 福利厚生事業

#### (1) 「将棋愛好者のつどい」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け「将棋愛好者のつどい春の将棋大会～初心者から一般の方まで～」 「将棋愛好者のつどい」を開催する。実施に際しては、日本将棋連盟のガイドラインに沿って、感染予防対策を徹底する。

年各1回 6月・10月頃実施

#### (2) 「たそがれコンサート」の開催

コンサートは、地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において開催する。

コンサート開催時には、トラブルなどが起こらないよう安全確保と大阪府の感染対策マニュアルに添った感染対策を実施する。

年1回 9月頃実施

#### (3) 文化的イベントの開催

財団の待合を活用し、誰もが楽しめる温もりある場の提供をめざして他機関連携を進め、釜ヶ崎芸術大学（ココルーム）との共催で、「落語会」「スケッチ会」「合作俳句の会」などのイベントを実施する。

年合計で4回実施予定

## 《収益事業等》

### I 自動販売機事業

施設利用労働者の福利厚生のため、自動販売機を設置し、飲料水等を安価に提供する事業を運営する。

また、携帯電話を持たない施設利用労働者のために、公衆電話を設置し、運営する。

自動販売機売上収入 年間 1,003,000円

公衆電話売上収入 年間 39,000円